

令和3年8月25日  
北九州市 技術監理局

## 工事に係る調査・設計等委託業務への最低制限価格の導入について

本市においては、公共工事の品質確保のため、工事に係る調査・設計等の委託業務においても最低制限価格を導入しますのでお知らせします。

### 1 導入の目的

令和元年6月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が改正され、調査・設計等においても、最低制限価格等の措置が求められることとなりました。

工事に係る調査・設計等の品質が公共工事の品質確保において重要な役割を果たすことを踏まえ、本市においても、ダンピング防止を図り、公共工事の品質確保を図るため、調査・設計等において最低制限価格を導入します。

### 2 最低制限価格の計算方法

国土交通省の低入札価格調査基準に倣って算出した金額の合計にランダム係数を乗じたものに消費税及び地方消費税を加えたものとします。業務種類別の計算方法は別紙1のとおりです。

### 3 制度開始日

令和3年9月1日以降に入札を公告し、又は指名する調査・設計等から適用します。

### 4 最低制限価格を設定する調査・設計等

最低制限価格を設定する調査・設計等は、以下のものを予定しています。

- (1) 原則としてすべての工事に係る調査・設計等の委託業務について設ける。
- (2) 次に掲げる工事に係る調査・設計等の委託業務については、最低制限価格を設けないこととする。
  - ア 「政府調達に関する協定」の適用を受けて競争入札により契約を締結しようとするもの
  - イ 総合評価落札方式により契約を締結しようとするもの
  - ウ 軽微な工事の執行要領により契約を締結しようとするもの

### 5 問合せ先

技術監理局 契約部 契約制度課 工事契約制度係

TEL 093-582-2545 FAX 093-582-3113

## 業務種類別の最低制限価格の計算方法

## ◎測量業務

- 【計算式】 ①直接測量費×1.00  
②測量調査費×1.00  
③諸経費 ×0.48

①～③の合計にランダム係数※を乗じた後、消費税等を加えた価格を最低制限価格とする。

ただし、最低制限価格を予定価格で除した割合が10分の6に満たない場合にあっては予定価格の10分の6を最低制限価格とする。

## ◎建築設計及び土木設計

## ○建築設計

- 【計算式】 ①直接人件費×1.00 ③技術料等経費×0.60  
②特別経費 ×1.00 ④諸経費 ×0.60

①～④の合計にランダム係数を乗じた後、消費税等を加えた価格を最低制限価格とする。

## ○土木設計

- 【計算式】 ①直接原価（直接人件費＋直接経費）×1.00  
②その他原価 ×0.90  
③一般管理費等×0.48

①～③の合計にランダム係数を乗じた後、消費税等を加えた価格を最低制限価格とする。

ただし、建築設計及び土木設計において最低制限価格を予定価格で除した割合が10分の6に満たない場合にあっては10分の6を最低制限価格とする

## ◎地質調査

- 【計算式】 ①直接調査費×1.00 ③諸経費×0.48  
②間接調査費×0.90 ④解析等調査業務費×0.80

①～④の合計にランダム係数を乗じた後、消費税等を加えた価格を最低制限価格とする。

ただし、最低制限価格を予定価格で除した割合が3分の2に満たない場合にあっては3分の2を最低制限価格とする。

※ランダム係数とは1.0001から1.005の50通りの範囲で無作為に発生させた値です。